

2025年度労働者協同組合設立後の事業開始にあたっての補助要項

労働者協同組合法施行に伴い、協同労働に注目が集まっています。法律が出来たことを契機に、協同労働と出会い、働き方への関心や地域づくりを仕事にしたいと願う人々が各地に広がっています。また生活困窮問題から仕事と住まいを失った人びとに対する就労創出と新たな仕事おこしが求められています。

一般財団法人協同労働くらしとしごとでは協同労働の社会的普及と促進のために「地域における就労創出に関する事業・活動」のうち労働者協同組合設立後の事業開始にあたって、補助を開始します。

1. 補助内容：新たに労働者協同組合に対して補助を行います。

- ・創業にあたっての事業の促進に係る費用を補助します。（およそ事業開始後1年以内）
- ・補助申請時の組合員の出資金総額と同額を補助します。

2. 対象：新規で労働者協同組合を立ち上げた団体。

- ・日本労働者協同組合連合会の加盟団体
- ・連合会からの推薦が必須（正会員及び準会員）

3. 補助金額：総予算1,000万円（想定：300万円を3団体に補助予定）

4. 要件：労働者協同組合を設立して概ね1年以内。

日本労働者協同組合連合会の推薦がある団体（連合会からの推薦書が必要）。
労協法第一条（目的）に合致した事業内容に掛かる費用。

5. 申請期間と事業・活動の開始について

- 1次募集：3月～4月末まで申請 5月審査 6月開始
- 2次募集：5月～6月末まで申請 7月審査 8月開始
- 3次募集：7月～8月末まで申請 9月審査 10月開始
- 4次募集：9月～10月末まで申請 11月審査 12月開始
- 5次募集：11月～12月末まで申請 1月審査 2月開始
- 6次募集：1月～2月末まで申請 3月審査 4月開始

6. 留意事項

申請を出す旨を事前にご相談ください。

予算額を上回った時点で終了となります。

補助決定後は、半年に1度ヒアリングを行います。

補助決定後は、事業報告書・決算書を3年間ご提出ください。

法令遵守等に違反があった場合には助成後、返還を求めることもあります。

7.審査

審査は一般財団法人協同労働くらしとしごとの理事がヒアリングを実施します。

審査は、地域貢献、新規性、持続可能性、協同性の観点で審査します。

8.提出書類

「労働者協同組合設立に伴うスタートアップ補助」申請書及び事業継続性が見込まれる事業計画書・収支予算所・資金計画書。

※後日、実施報告書、決算書の提出をお願いします（任意様式）。

9.補助振込：振込補助金のお振込みは補助決定後になります。

問い合わせ：一般財団法人協同労働くらしとしごと 事務局

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタビル7F

TEL:03-6907-8040 メールアドレス：kurashigoto@roukyou.gr.jp